

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎76-2151 内線222、223

平成26年4月1日から年金制度が一部変更になりました
平成26年4月1日から「年金機能強化法」が施行されました。

繰り下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます

これまで、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日以後に繰り下げの請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

障がい年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります

これまで、障がい基礎年金または障がい厚生年金を受けている方の障がいの程度が増進した場合、その前の障がい状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、改正後は省令に定められた障がいの程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

9月8日から14日までは救急医療週間です

9月9日は救急の日

私たちは、いつどこで突然『けが』や『病気』に襲われるか、予測できません。

救急隊が到着するまで何もしなければ、けがや病気の症状は悪化する一方です。

そばにいるあなたが応急手当を行い、救急隊、医師に引き継ぐことが出来れば、命を救う手助けになります。

現在の応急手当の方法は難しいものではなく、誰でも行えるように簡素化されています。

津別消防署では、応急手当の講習会を随時実施しています。自治会、職場などの各種会合で応急手当を学んでみませんか。

火事と救急は119番

火事、救急が発生した時には、迷わず119番に通報してください。119番通報は美幌消防署通信指令室で対応しています。美幌消防署通信指令室には地図検索装置などを備えており、通報内容から場所の特定を迅速・確実に行えるようになっています。

通報時にはまず『火事か救急か』を伝え、『住所と氏名』をしっかりと伝えてください。救急車はもちろん、消防車が必要なときにもいち早く駆け付けます。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189



全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

高齢者・障害者の人権あんしん電話相談
ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん
☎0570-003-110

期間 9月8日(月)から9月14日(日)
受付時間

9月8日から12日：午前8時30分から午後7時まで
9月13日及び14日：午前10時から午後5時まで
面接による相談については通常どおり
(月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分)

相談担当者 釧路人権擁護委員連合会所属の人権擁護委員及び釧路地方法務局職員

主催 法務省及び全国人権擁護委員連合会

問い合わせ先 釧路地方法務局人権擁護課

☎0154-31-5014(直通)

東京つべつ会の会員を募集しています

東京つべつ会は、毎年の総会を東京で開催しています。この総会には、都内や近郊の千葉、埼玉、茨城などからも多くの会員が集まり、親睦を深めています。

現在、会員は401人ですが、より多くの方に参加していただきたく、新規会員を募集しています。兄弟、親戚、知人などで東京近郊に住まわれている方がいましたら、ご紹介ください。

<東京つべつ会総会のお知らせ>

日時 10月26日(日) 午後1時30分から
場所 東京グリーンパレス(東京都千代田区2番町)
内容 総会、津別の農産物の試食、抽選会など
申込 会員の方には案内文書を送付します。

問い合わせ先

東京つべつ会事務局(役場産業振興課内)

☎76-2151(内線256)

「ふるさと納税制度」への知人・友人ご紹介のお願い!

ふるさと納税制度は、「ふるさとを応援したい」「好きな地域を応援したい」という思いをかたちにするために、寄附金相当額を所得税と個人住民税から控除することによって、応援したい自治体に税金を納めることを可能にする制度です。

津別町も「ふるさとつべつ応援基金」を創設し「未来に向けて応援してください!」をキャッチフレーズに、ホームページでのPRや東京つべつ会の皆さまから紹介された方々に対し、パンフレットを送付しています。制度の趣旨をご理解いただき、知人、友人をご紹介下さるようお願いいたします。

問い合わせ先

総務課・住民企画課 ☎76-2151

～ 緑永福祉寮の入寮者募集 ～

入寮資格 住宅に困窮している65歳以上の健康な方、他

空室 1室
使用料 36,000円～43,900円
申し込み期限 9月19日(金)
申し込み・問い合わせ先
保健福祉課福祉担当 ☎76-2151



図書室を臨時休室します

9月9日(火)～14日(日)

蔵書点検のため図書室を臨時休室します。
なお、9月8日と15日は月曜休室のため、16日(火)から通常通り開室となります。

問い合わせ先

中央公民館図書室 ☎76-2713



障がい者雇用促進フェア
2014のお知らせ

障がい者の雇用につきましても、障害者総合支援法の施行などを契機として社会的理解と関心が高まり続ける中、徐々に進展しているところですが、一方で道内景気は緩やかな回復傾向にあるものの、求人と求職のミスマッチが生じている等の要因により、依然として雇用環境は厳しい状況となっております。

このような中、ハローワーク北見では北海道との共催により、障がい者と事業者が一堂に会した集団お見合い方式による面接の場を設け、多くの事業者の皆さまにご理解をいただき障がい者の雇用を進めていきたいと考えております。

つきましては、「障がい者雇用促進フェア2014」を下記日程にて開催いたしますので、多数の事業者の皆さまにご参加いただきたくご案内申し上げます。
日時 9月26日(金)
午後1時30分～4時30分
場所 ホテル黒部
(北見市北7条西1丁目) 2階 富士の間

問い合わせ先
ハローワーク北見 専門援助部門(担当:松井・横関)
☎0157-23-6251
(内線33)

預金保険制度について

預金保険制度とは、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、金融機関が破綻した場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。

預金保険制度の中では、同制度の対象となる金融機関、対象となる預金等と保護の範囲、同制度で保護されていない預金等の取扱い、金融機関が破綻したときの預金保護の仕組み(保険金支払方式、資金援助方式)などが定められております。

制度概要の詳細につきましては金融庁及び預金保険機構ホームページに掲載されており、また、ご覧ください。また、預金保険制度にかかる資料をご希望の方は、北海道財務局(または財務事務所・出張所)までご連絡ください。

預金保険機構ホームページ
<http://www.dic.go.jp/>

問い合わせ先
北海道財務局北見出張所
☎0157-24-4167

カラマツハラアカハバチの発生について

近年、8月中旬頃になると、町内のカラマツ林において葉が枯れたように見える状況が見受けられています。

「カラマツハラアカハバチ」という害虫が葉を食害していることが原因であり、今年も町内で被害が発生しています。

この害虫は9月上旬頃まで活動を行い、土中で越冬します。同一林分では約2～3年程度食害が続く、その後沈静化するのが普通といわれていますが、地域的にはより長期化することもあります。

食害されたカラマツは一時的に衰弱しますが、害虫による被害としては葉を食害するだけであり、普通は木が枯れることはありません。

また、人への被害(蜂刺され)、農作物等への被害はありません。

問い合わせ先
産業振興課林政グループ
☎76-2151(内線259)